

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和45年4月から同年7月までは4万2,000円、48年4月から同年7月までは7万6,000円、49年4月から同年6月までは11万8,000円、50年4月から同年6月までは13万4,000円、51年4月から同年7月まで及び52年4月から同年6月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から54年8月1日まで

私は、昭和32年5月1日から54年7月31日までの期間においてA社に勤務した。ねんきん定期便で送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額が違っている。当時の給与明細書そのものは無いが、給与、健康保険、厚生年金保険、所得税、住民税等の額を記録した手帳があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における給与の明細が記載された手帳を提出しており、当該手帳の記載によると、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年8月1日までの期間、48年4月1日から同年8月1日までの期間、49年4月1日から同年7月1日までの期間、50年4月1日から同年7月1日までの期間、51年4月1日から同年8月1日までの期間及び52年4月1日から同年7月1日までの期間において、申立人は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を控除されている。

また、申立人は、当該手帳について、「A社を退職する際、それまで保管していた給与明細書を処分することとし、念のため、転記した。」と説明しているところ、当該手帳は、昭和54年の手帳であり、申立人の説明と符合する。

さらに、当該手帳には、厚生年金保険料及び健康保険料控除額のほか、所得税、住民税及び失業保険の控除額が記載されており、これらを当委員会で検証したところ、いずれも控除金額は妥当であり、これらのことから、当該手帳の記載内容は、申立人の申立期間における給与の明細を正確に反映しているもの

と認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該手帳に記載された厚生年金保険料控除額から、昭和45年4月から同年7月までは4万2,000円、48年4月から同年7月までは7万6,000円、49年4月から同年6月までは11万8,000円、50年4月から同年6月までは13万4,000円、52年4月から同年6月までは15万円に、また、当該手帳に記載された報酬月額から、51年4月から同年7月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も亡くなっていることから照会を行うことができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月1日から45年4月1日までの期間、同年8月1日から48年4月1日までの期間、同年8月1日から49年4月1日までの期間、同年7月1日から50年4月1日までの期間、同年7月1日から51年4月1日までの期間、同年8月1日から52年4月1日までの期間及び同年7月1日から54年8月1日までの期間について、当該手帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は低額となっている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月及び同年8月

A社を退職した後は、同社から国民年金への加入が必要と聞いていたので、平成2年7月頃、自分でB市役所C事務所で加入手続きをし、時期ははっきりしないが、国民年金保険料を同事務所窓口で2か月分まとめて納付をした。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月頃、国民年金の加入手続きをしたとしているところ、申立人のオンライン記録によれば、15年12月26日が資格取得日であることに加え、20年12月22日に記録訂正がされるまで申立期間は未加入期間であり、申立期間当時、B市から申立人に対し国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料納付状況についての記憶が明確でなく、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年9月まで  
離職、帰郷、結婚と慌ただしく、厚生年金保険から国民年金への切替手続を怠っており、数回にわたり納付を促す督促状が届いたため、保険料を一括納付し、その後は、自分自身の口座から引き落とすよう手続を行ったと記憶している。その後は、督促状は一切、来なくなった。A金庫の私の口座からは、昭和56年4月分からの国民年金保険料が引き落とされた記録が残っており、これが、私以外の誰かの年金が引き落とされていたというのであれば、その人物名を調査し、明示していただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人名義の銀行預金口座からの振替記録のある昭和56年4月以前に国民年金の加入手続を行い、未納の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年7月頃に払い出されていることが推認できる上、現在所持している年金手帳には、「B」のゴム印が押されており、59年に設立されたB社会保険事務所(当時)で発行されたものであることから、申立内容が不合理である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料が平成元年に過年度納付されており、申立期間当時から継続して口座振替している状況は確認できない上、昭和63年4月以降は現年度納付されていることから、申立人は同年4月以降に国民年金の加入手続を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立人が提出した昭和56年6月以降の申立人名義の普通預金元帳を見ると、当該口座から一人分の国民年金保険料に相当する金額が振替されていることが確認できるが、63年8月分の国民年金保険料からは二人分の国民年金保険料が振替されており、その夫は51年5月に国民年金に加入して以降、

60歳になるまで保険料が納付済みであることから、63年7月分以前の当該口座から振替されていることが確認できる国民年金保険料は、その夫の口座振替記録を確認することができない現時点では、申立人の夫のものと推認されるほか、申立人は、現在所持している1冊の年金手帳（三制度共通、昭和61年以降に使用）以外に交付を受けたことが無いと述べており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から平成2年6月まで  
国民年金の加入手続や保険料の納付は妻が行ったと思うが、当時は町内から集金に来ていたと妻から聞いた。また、その頃の確定申告書に国民年金保険料の記載があるので、再度、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、申立期間当時の記憶が明確ではない。

また、A市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、同市役所及びB社会保険事務所（当時）並びにC社会保険事務所（当時）から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を町内の集金により納付していたと述べているところ、A市で納付組織による保険料の徴収が行われていた時期は昭和58年頃までであったことから、当該期間の大部分が納付組織で納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の妻が、申立期間については夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているものの、申立人から提出された昭和60年、62年及び63年の所得税確定申告書に記載されている保険料の金額は、一人分の保険料であると推認できる上、その妻は、48年8月に国民年金へ加入した後の保険料が、申立期間を含め納付済みであることを考慮すると、同申告書に記載された保険料は、その妻の保険料と考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 3 日から 40 年 9 月 11 日まで

A社を結婚の事由により退職した。脱退手当金が昭和 40 年 11 月 17 日に支払われたとの記録があるが、私本人が受け取った記憶が無い。調査の上支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 11 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金受給資格を満たす女性被保険者 29 名の支給記録を調査したところ、21 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 16 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 6 日まで  
② 昭和 47 年 1 月 26 日から 48 年 10 月 10 日まで

A社とB社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に照会したところ、自身が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違している者が複数いる上、中途入社した同僚は、自身が記憶する入社日から約8か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、A社では、申立期間当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は現存しておらず、事業主は死亡している上、事業主の息子に確認したが、同社の資料は残っていないとの回答であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社での雇用保険の記録は確認できないほか、同社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社の元事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B社の元事業主は、「申立人が勤務していた頃は、会社組織にする前であり、厚生年金保険の適用事業所にしておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年11月1日まで

申立期間は、A県にあるB社C支店で保険の勧誘業務に従事していた。同支店における社員旅行等の写真を所持しており勤めていたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員旅行等の写真から、期間は特定できないものの、申立人が、B社C支店において勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社C支店が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A県において、B社で唯一の厚生年金保険の適用事業所である同社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番となっており、欠番が見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、B社D支店に勤務していた同僚は、「営業や勧誘員は厚生年金保険に全員が加入していたわけではないと思う。」と供述している。

加えて、申立人が、姓だけを記憶している複数の同僚について、上記被保険者名簿に同姓の同僚の記録があるものの、既に死亡しており、当時のB社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、同社は、申立人の在籍記録が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで

平成 10 年 8 月から 14 年 7 月までの A 社（現在は、B 社）に勤務していた間の厚生年金保険料は、給料の総支給額で計算すべきところ、手取額で計算されていた上、途中給料が上がったにもかかわらず、ずっと入社当時の手取額に基づく保険料が控除されていた。

また、年金事務所は、「事業所から訂正届が提出されたとしても、事業所からの届出が 2 年以上経過しているため、時効により、差額の保険料を請求することができず、そのため訂正されても年金給付には反映されない記録となる。」と回答しているが、納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 10 年 8 月分から 14 年 7 月分までの給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。上記の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、保険料控除が確認できない平成 11 年 3 月を除き、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、遡及して引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。